

随意契約理由

令和5年(2023年)4月7日

| | |
|--------------------|--|
| 契約担当課名 | 建築安全課 |
| 発注担当課名 | 建築安全課 |
| 契約名称 | 令和5年度(2023年度)豊中市空家等対策計画策定支援業務委託 |
| 契約内容 | 豊中市空家等対策計画策定支援業務一式 |
| 契約締結日 | 令和5年4月7日 |
| 及び契約期間 | 令和5年4月7日から令和6年3月31日まで |
| 契約の相手方 (所在地・名称) | 株式会社 市浦ハウジング&プランニング 大阪支店 (大阪市北区西天満 1-7-20) |
| 契約金額 | 5,588,000円 |
| 随意契約理由 | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、令和4年度(2022年度)に実施した豊中市空家実態調査による報告書をもとに、本市の空家の状況をふまえた「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条第1項に基づく「豊中市空家等対策計画」の策定を行うため、専門的な技術力、企画力、経験等を備えた受託者の確保が必要である。</p> <p>そのため、受託者選定においては技術力、企画力、実績等を適切に審査し決定するプロポーザル方式が適しているため同方法を採用し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約とするものである。</p> |